高 齢 者 福 祉
サービスガイド

【平成２７年度】

市のマスコットキャラクター
「なしりん」

白　　岡　　市

目　　次

１ 高齢者に関係する機関・施設

（１）地域包括支援センター ・・・・・・・ 1

（２）老人福祉センター ・・・・・・・ 2

（３）介護予防事業拠点施設「いきいきさぽーと」 ・・・・・・・ 3

２ 介護予防サービス（一次予防事業）

（１）高齢者筋力向上トレーニング事業 ・・・・・・・ 4

（２）健だま運動指導員派遣事業 ・・・・・・・ 4

（３）閉じこもり予防教室事業「はつらつ教室」 ・・・・・・・ 4

３ 介護予防サービス（二次予防事業）

（１）二次予防事業対象者の把握事業（基本チェックリスト） ・・・・・・・ 5

（２）運動器の機能向上プログラム「足腰の筋力アップ教室」 ・・・・・・・ 5

（３）栄養改善・口腔機能の向上プログラム「お口の体操教室」・・・・・・・ 5

４ 在宅の高齢者・家族へのサービス

（１）配食サービス事業 ・・・・・・・ 6

（２）緊急時通報システム事業 ・・・・・・・ 6

（３）救急医療情報キット給付事業「命のバトン」 ・・・・・・・ 6

（４）認知症サポーター養成講座実施事業 ・・・・・・・ 7

（５）はいかい高齢者等家族支援サービス事業 ・・・・・・・ 7

（６）老人ホーム入所措置事業 ・・・・・・・ 8

（７）成年後見制度利用支援事業 ・・・・・・・ 8

（８）ふれあい収集 ・・・・・・・ 8

５　要支援、要介護認定の方へのサービス

（１）紙おむつ等給付事業　・・・・・・・ 9
（２）在宅介護サービス等軽減事業　・・・・・・・ 9

６　のりあい交通（地域振興課）

・・・・・・・ 10

７　白岡市社会福祉協議会によるサービス

（１）配食サービス　・・・・・・・ 11
（２）☆しらおか☆おでかけサポート　・・・・・・・ 11
（３）福祉機器貸与事業　・・・・・・・ 12
（４）音訳物配布サービス　・・・・・・・ 13
（５）いきいき・ふれあいサロン　・・・・・・・ 13
（６）ボランティア活動保険窓口　・・・・・・・ 14
（７）あんしんサポートねっと　・・・・・・・ 15

８　シルバー人材センターによるサービス

（１）家事援助（ハッピー・カジ・ライフ）サービス　・・・・・・・ 16
（２）シルバーちょこっとお助けサービス　・・・・・・・ 16
（３）白岡市シルバー人材センター会員募集　・・・・・・・ 16

1　高齢者に対応する機関

（1）地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者の方々が、住みなれた地域で生活し続けられるよう、保健師等（保健・医療の専門家)、主任ケアマネジャー（介護の専門家)、社会福祉士等（福祉の専門家）という３分野の専門職が連携をとり、総合的な相談に応じます。

また、日常生活圏域（地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件等を総合的に勘案して定めたサービスエリア）ごとに地域包括支援センターを設置し、センター機能の充実を図っています。

◇地域包括支援センターの主な業務

■介護予防ケアマネジメント（主に保健師・看護師が担当）

要支援者に対する予防給付、要介護・要支援状態となるおそれのある方に、介護予防事業を提供するためのケアマネジメントを行います。

■総合相談（主に社会福祉士が担当）

高齢者やその家族からの介護、福祉等に関する相談に応じ、必要なサービスにつなぐための支援を行います。

また、相談の内容によっては、訪問をすることもできます。

■高齢者の権利擁護（主に社会福祉士が担当）

高齢者に対する虐待の早期発見や防止、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や消費者被害の防止のための情報提供を行います。

■ケアマネジャーへの支援（主に主任ケアマネジャーが担当）

高齢者を支える地域のケアマネジャーの指導・支援のほか、困難事例についての助言や支援を行います。

日常生活圏域

区　　分	地　　区
日 勝 圏 域	岡泉、実ケ谷、千駄野、小久喜、上野田、下野田、爪田ケ谷、太田新井、彦兵衛
篠津・大山圏域	篠津、野牛、高岩、新白岡、寺塚、白岡、白岡東、西、柴山、荒井新田、下大崎

◎白岡市地域包括支援センターぽっかぽか

【場　　所】上野田３５７番地１（介護老人保健施設ぽっかぽか内）
【電　　話】９３－８８７７（直通）
【担当圏域】日勝圏域

◎白岡市地域包括支援センター光乃里

【場　　所】荒井新田３５９番地１（介護老人福祉施設光乃里内）
【電　　話】９７－１１２３（直通）
【担当圏域】篠津・大山圏域

（２）老人福祉センター

地域の高齢者の方が、健康な毎日を過ごすための施設で、健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として利用できます。各団体の活動については直接お問合せください。

【場　　所】高岩２１７７番地（高岩浄水場、県立白岡高校隣）
【電　　話】９２－１２０５　※送迎についてはお問合せください

◇利用時間　午前９時３０分～午後４時
◇利用料金

利　用　者	料　金
６０歳以上（６市町※に居住の方）	無　　料
６０歳未満（６市町に居住の方）	１００円
６市町以外に居住の方	３００円

※白岡市、久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町及び杉戸町

◇休館日　月曜日、祝日、１２月２８日～１月４日
※祝日が月曜日の場合は、その翌日も休館

（３）介護予防事業拠点施設「いきいきさぽーと」

高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するため、高齢者筋力向上トレーニング事業などの介護予防事業を実施する施設です。

【場　　所】高岩２１７７番地１（老人福祉センター隣）
【電　　話】９０－４４５１

いきいきさぽーと

高齢者筋力向上トレーニング事業

お口の体操教室

２　介護予防サービス（一次予防事業）

（１）高齢者筋力向上トレーニング事業

介護予防運動指導員などの専門のスタッフが個別の計画を作成し、筋力向上のためのトレーニング（有酸素運動、ストレッチ、器具を用いた運動）を行います。

また、事業終了後も継続して運動ができる時間を提供しています。

※教室の内容や募集内容については、「広報しらおか」でお知らせします。

◇実施場所
- 介護予防事業拠点施設「いきいきさぽーと」
- 保健センター分館（ＪＡ南彩　白岡大山支店隣）

◇実施期間　　３か月間（週２日）
◇自己負担額の目安　　万歩計等

（２）健だま運動指導員派遣事業

身近な地域のグループなどの活動の場に介護予防ボランティアの健だま運動指導員を派遣して、「健だま運動（バルーン運動）」を行います。

◇自己負担額の目安　　無料（会場使用料等を除く。）
※健だまの貸し出しを行っています。

（３）閉じこもり予防教室事業「はつらつ教室」

家に閉じこもりがちな高齢者が、外出するきっかけの場を設置し、社会交流の順応を図るための社会的機能向上（レクリエーション等）及び保健指導プログラムを行います。

◇実施場所　介護予防事業拠点施設「いきいきさぽーと」
◇自己負担額の目安　　昼食代（１回／４５０円）

３　介護予防サービス（二次予防事業）

（１）二次予防事業対象者の把握事業（基本チェックリスト）

「基本チェックリスト」による判定を行い、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる二次予防事業対象者を把握しています。

判定の結果により、介護予防教室への参加が必要と認められる方に地域包括支援センターから案内をしています。

ただし、心臓疾患、骨折等の傷病がある参加者については、運動プログラムに参加することによって病状悪化するおそれがあることから、事業参加の適否について医師の判断を求めることがあります。

◇実施対象者
　要介護・要支援の認定を受けていない６５歳から７４歳のひとり暮らしの被保険者及び７５歳以上の被保険者

（２）運動器の機能向上プログラム「足腰の筋力アップ教室」

介護予防運動指導員などの専門のスタッフが個別計画を作成し、筋力向上のためのトレーニング（有酸素運動、ストレッチ、器具を用いた運動）を行います。

◇実施場所　・保健センター分館
　　・介護予防事業拠点施設「いきいきさぽーと」
◇実施期間　３か月間（週１日）
◇自己負担額の目安　送迎負担（片道／２００円）※希望者のみ

（３）栄養改善・口腔（こうくう）機能の向上プログラム「お口の体操教室」

管理栄養士、歯科衛生士などの専門のスタッフが個別計画を作成し、栄養相談、栄養教育、摂食、えん下機能訓練、口腔清掃の自立支援等を行います。

◇実施場所　介護予防事業拠点施設「いきいきさぽーと」
◇実施期間　３か月間（週１日）
◇自己負担額の目安　送迎負担（片道／２００円）※希望者のみ

4　在宅の高齢者・家族へのサービス

（１）配食サービス事業

６５歳以上のひとり暮らしの世帯､高齢者のみの世帯やこれに準じる世帯で、老衰及び傷病等により食事の調理が困難な高齢者に対して、食事（チルド弁当）を自宅へ配達します。

◇利用回数　週４回（土曜日、日曜日、祝日も利用できます。）
◇配達時間　夕方（午後４時～）
◇自己負担の目安　１食／３００円
※1月1日（元日）の配食サービスはありません。
※配食サービスは、社会福祉協議会においても実施しています（１０ページ参照)。

（２）緊急時通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者の日常生活の緊急事態における不安を解消するため､ボタン１つで受信センターを経由して消防署につなぐ緊急時通報用電話を設置（貸与）します。

受信センターには看護師が常駐し､２４時間体制の相談業務と月１回の安否確認のサービスを提供します。

なお、機器の設置に要する費用は、市が負担します。

◇自己負担額の目安　　通報時の通話料及び待機時の消費電気料

（３）救急医療情報キット給付事業「命のバトン」

「命のバトン」とは､既往歴や服用薬などの重要な医療情報をコンパクトに収納し、医療従事者に確実に伝えるものです。(費用無料)

【セット内容】　救急情報シート、救急医療マークシール、取扱説明書

給付対象者（６５歳以上の高齢者）
①ひとり暮らしのかた
②身体障害者手帳１級・２級のかたとのみ同居しているかた
③要介護認定３・４・５のかたのみと同居しているかた
（※②・③ひとり暮らしに準じるかた）

（４）認知症サポーター養成講座実施事業

認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やその家族を暖かく見守る応援者となる認知症サポーターを養成するための講座を開催しています。

講座は、市が主催する場合と地域、学校、企業等の団体が市に開催を依頼する場合があります。

なお、地域、学校、企業等の団体からの開催依頼の場合、申請により教材等の提供をしています。

◇自己負担額の目安　無料

シンボルキャラクター

オレンジリング

教材（左から中学生用、一般用、小学生用）

「ロバ隊長」

（５）はいかい高齢者等家族支援サービス事業

認知症高齢者がはいかいした場合に、早期に発見できる機器（人工衛星を活用した全地球測位システム〔ＧＰＳ〕による探索システムの端末機器）を利用することにより、はいかい高齢者の居場所を家族に伝え、事故の防止を図るとともに、家族の不安を解消します。

なお、機器購入費は、市が負担します。

◇自己負担額の目安

内　　容	料　　金
基本料金	月／５４０円
位置情報提供料金	インターネット　１回／１０８円(無料２回／月) 電　　話　　１回／２１６円
現場急行料金	１回／１０，８００円（市負担７，５６０円）

※１年半ごとに交換用バッテリー料金（２，２６８円）を負担していただきます。

（６）成年後見制度利用支援事業

成年後見等の市長申立てを行う必要のある高齢者に係る「申立てに要する経費」及び「成年後見人等の報酬」を助成します。

◇自己負担額の目安　家庭裁判所の審判により発生する申立て費用

（７）老人ホーム入所措置事業

おおむね６５歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、家庭において生活することが困難な方を養護老人ホームに入所させる事業です。

養護老人ホームへの入所は、老人ホーム入所判定委員会の判定を受け、市が入所措置の決定をします。

◇自己負担額の目安　本人、扶養義務者の収入に応じた負担額

（８）ふれあい収集

蓮田白岡衛生組合では、自らがごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、身近な人などの協力を得ることができない高齢者や障がい者に対し、ごみの戸別収集をしています。

申請窓口は、蓮田白岡衛生組合及び白岡市環境課になりますが、高齢介護課でも申請書をお預かりしています。

◇利用対象者

- ６５歳以上の一人暮らしの方
- 障がいのある方のみの世帯の方
- 要介護認定を受けている方のみの世帯の方

蓮田白岡衛生組合（蓮田白岡環境センター）

※詳しくは、蓮田白岡衛生組合（廃棄物対策課）にお問い合わせください。

場　所　篠津１２７９番地５
電　話　９２－８８３９
ＦＡＸ　０４８－７６６－０６５９

５　要支援、要介護認定の方へのサービス

（１）紙おむつ等給付事業

要介護、要支援認定を受けている紙おむつを使用する方を在宅において介護する方に対し、紙おむつ等を給付します。

◇紙おむつ等の種類（給付枚数は種類別に設定）
①　テープタイプ　②　パンツタイプ　③　フラットタイプ
④　尿取りパッド　⑤　補助パッド　⑥　介護用シーツ
⑦　介護用シーツ　⑧　おしりふき　⑨　介護用手袋

◇給付コースの種類
Ａコース　紙おむつ等を選択できるコース（①～⑨が対象）
Ｂコース　紙おむつのみを選択できるコース（①～④が対象）

◇自己負担額の目安
Ａコース　利用額の１割（４３５円まで）または利用額の１割（４３５円）に超過額を加算した額
Ｂコース　４３５円

（２）在宅介護サービス等軽減事業

介護保険サービスの在宅介護サービス（施設サービスを除く。）を利用されている方のうち、低所得者の利用者負担額が次のとおり軽減されます。

介護保険料の所得段階等	利用者負担の減額率
世帯非課税で老齢福祉年金受給者の方	５０％
世帯非課税の方	２５％

※介護保険料の所得段階等は、生活保護被保護者を除きます。

６　のりあい交通事業（地域振興課）

市では、高齢者や駅・バス停から離れた地域のかたなどのいわゆる交通弱者のかたを主な対象として、のりあい交通事業を実施しています。

１　利用の流れ

①　利用者登録します。　⇒　②　利用予約します。　⇒　③　乗車します。

２　利用者登録について

市民のかた（白岡市内に住所のあるかた）がご利用できます。

市役所地域振興課（市役所庁舎３階）でお手続きしてください。

３　予約について

利用日の１週間前から当日の利用時間帯３０分前までに利用予約してください。

のりあい交通予約センター：フリーダイヤル　０１２０－４６０５（シラオカ）－５０（ゴー）

（午前８時３０分から午後５時３０分、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

４　行ける所

白岡市内に限ります。

自宅付近の共通乗降場所（ごみ集積所）と医療機関、商業施設等の指定施設間（約２７０か所）、または指定施設間を移動できます。

５　運行曜日・時間　　月曜日から土曜日の（日曜日、祝日及び年末年始は運休）
午前８時３０分から午後５時３０分まで

６　運賃

大人（中学生以上）	５００円 乗り合い利用※１の場合　３００円
子供（小学生）	３００円
未就学児	無料
障害者	３００円 ※２　介助者一名は無料となります。 ※３　障害者とは、身体障害者手帳１級、２級、３級に該当するかた、療育手帳Ⓐ、Ａ、Ｂに該当するかた、精神障害者保健福祉手帳１級、２級に該当するかたとします。

※１　予約時に複数での利用を申請し、全員が同一の乗降場所で乗り降りした場合に限ります。

詳しくは、地域振興課公共交通推進室までお問い合わせください。【内線３８３】

7　白岡市社会福祉協議会によるサービス

社会福祉法人　白岡市社会福祉協議会

場　所　千駄野４４５番地（はぴすしらおか１階）
電　話　９２－１７４６
ＦＡＸ　９２－１５８１
Ｅメール　siraoka-shakyou.01@juno.ocn.ne.jp
ホームページ　http://www3.ocn.ne.jp/~sira-sha/

（１）配食サービス

ひとり暮らし高齢者や要支援の方に対し、毎月２回（８月を除く。）、調理ボランティアの方の手作りのお弁当（昼食）を配食ボランティアの方が自宅へお届けします。

◇配達日時　原則として、毎月第１・第３木曜日（８月を除く。）
　　午前１１時４５分頃
◇自己負担額の目安　１食当たり　３００円
※配食サービスは市においても実施しています（７ページ参照）。

（２）☆しらおか☆おでかけサポート

白岡市内に居住し、社会福祉協議会の会員又は会員世帯の方で、日常的に車いすを使用している方や歩行が著しく困難な方に対して、車いす専用車両の貸出しと移送サービスを行っています。

◇利用できる範囲

病院等への通院、福祉施設への入所等、社会福祉協議会又は市が主催する行事等への参加、公共機関への用件（社協を起点として半径２０ｋｍ）となります。

（レクリエーション、旅行などの場合は、車両の貸出しのみ）

◇利用料金

項　　目			料　　金
移送サービス	実費燃料費　（市内）		１，０００円
	実費燃料費　（市外）		２，０００円
貸出しサービス	自動車維持費【最大４日間まで】		１日／１，０００円
	加算実費 燃料費	走行距離１５ｋｍ未満	２００円
		走行距離２５ｋｍ未満	３００円
		走行距離３５ｋｍ未満	４００円
		以降１０ｋｍごとに１００円ずつ加算	

（３）福祉機器貸与事業

白岡市内に居住し、社会福祉協議会の会員又は会員世帯の方で、身体の障がいや疾病等により福祉機器（介護ベット、車いす）が必要とされる方に対して貸与を行います(介護保険において福祉機器の貸与が可能な者は除く。)。

◇利用できる福祉機器の種類と利用料金

福祉機器の種類		利用者負担額（月額）	業者希望価格（月額）
介護ベッド	パイプＡ電動ベッド	５，０００円	１０，０００円
	パイプＢ電動ベッド	４，０００円	８，０００円
車いす（長期）	アルミ製車	２，０００円	４，０００円
車いす（短期） ※１４日以内	アルミ製車、標準車	無　　料	

※業者希望価格と利用者負担額の差額は社協が負担します。

（４）音訳物配布サービス

目の不自由な方に広報しらおか、議会だより等の音訳物を作成し、ご家庭に郵送します。

◇利用料金　無料

（５）ふれあい・いきいきサロン

地域の方々が出会い、交流し、楽しい時間を過ごしながら、仲間づくりやいきがいを感じられるようなサロン活動を地域の方々が協力しながら行っています。地域の誰もが自由に参加できる気軽な交流の場です。

場所は歩いて行ける地域の集会所等で、日時等もそれぞれのサロンで異なります。詳しいことは社会福祉協議会までお問い合わせください。

（６）ボランティア活動保険窓口

白岡市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、地域で何かに取り組んでみたいという方、趣味や特技を活かしてみたい方たちのボランティアのご相談をお受けいたします。

また、ボランティア活動中のさまざまな事故による、万一のけがや賠償補償責任を可能な範囲で補償することで、少しでも活動者のリスクを下げるために「ボランティア活動保険」の加入手続きを行っています。

◇対象となるボランティア活動

自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動で、白岡市社会福祉協議会が認めた活動

◇補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりけがをされた場合や偶然な事故により他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合

※自動車による事故は、加入者自身のけがのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。
※自動車とは、道路交通法及び道路運送車両法に定義されているものをいい、ブルドーザー、パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

◇補償期間

平成２７年４月１日午前０時から平成２８年３月３１日午後１２時まで
※中途加入の場合は、加入申込み手続き完了日の翌日午前０時からとなります。

◇年間保険料

基本Ａ　３００円
天災Ａ　４５０円
基本Ｂ　４５０円
天災Ｂ　６５０円

（７）あんしんサポートねっと

埼玉県社会福祉協議会からの事業委託を受けて、物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などで、一人で生活していくには不安がある方が安心した生活が送れるように、定期的にご訪問し、援助をします。

◇援助内容

■福祉サービス利用援助　　■日常生活上の手続援助
■日常的金銭管理　　■書類等預かりサービス

◇利用料金

援助内容	料　　金
生活支援員による援助 福祉サービス利用援助 日常生活上の手続援助 日常的金銭管理	■時間／１，２００円 ※うち４００円は、社協が負担します。 ※１時間利用以降の延長は、30 分ごとに４００円が加算されます。 ■日常的金銭管理に使用する通帳をお預かりする場合 時間／１，６００円 ※うち８００円は、社協が負担します。 ※１時間利用以降の延長は、30 分ごとに４００円が加算されます。
書類等預かりサービス	■基本料　　年／２，０００円 ※基本料は、社協が負担します。 ■利用料　　月／５００円

※生活支援員宅から利用者宅までの往復の交通費は、利用料金に含まれますが、ご本人宅から金融機関等へ出向いた際にかかった交通費などの実費は、別途ご負担いただきます。
※生活保護世帯の利用料金は、無料です。
※詳細については、ご相談ください。

8　白岡市シルバー人材センターの事業

公益社団法人　白岡市シルバー人材センター

場　所　千駄野４４５番地（はぴすしらおか１階）
電　話　９２－３２２１
ＦＡＸ　９３－３９２８

（１）家事援助（ハッピー・カジ・ライフ）サービス

シルバー人材センターでは、家庭内清掃、話し相手、病院等の付添い、昼食の手伝い、料理、買物､洗濯などの家事援助サービスを行っています。

◇利用料金　１時間／８８２円～
※詳しくは、センター事務所にお問い合わせください。

（２）シルバーちょこっとお助けサービス

シルバー人材センターでは、高齢者や障がいのあるかたに、お買物や屋内外のお掃除などの日常生活上のささやかなお手伝いを行っています。

◇利用対象者　６５歳以上のかたまたは障がいのあるかた
◇利用時間　　午前８時３０分から午後５時３０分
◇利用料金　　５００円
※詳しくは、センター事務所にお問い合わせください。

（３）白岡市シルバー人材センター会員募集

シルバー人材センターは、「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国等から助成・支援を受けて運営する公益的・公共的な団体です。

会員による自主的・主体的な運営をすること、また、会員の一人ひとりが豊かな経験と知識を活かし､お互い協力し合い働くことを理念としています。生きがいづくりのためにも会員になって働いてみませんか。

◇入会説明会　毎月１日、１５日　午前１０時から
（土、日及び祝日の場合は、翌日になります。）
会場：センター事務所
※会員条件については、センター事務所にお問い合わせください。

市のマスコットキャラクター

「なしりん」　　「なしべえ」

information

担　当　　健康福祉部高齢介護課（市庁舎１階　北側）
電　話　　９２－１１１１（代表）　ＦＡＸ　　９３－５０３７
Ｅメール　koureikaigo@city.shiraoka.lg.jp